

公表日 2026 年 6 月 30 日

医師含む全職種	男女の賃金の差異
	(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	52.2%
正職員	53.4%
有期職員・パート	43.5%

医師除く	男女の賃金の差異
	(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
医師除く全職員	91.6%
医師除く正職員	88.4%
医師除く有期職員・パート	100.9%

対象期間:令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、通勤手当、賞与等を含み、退職手当等を除く。

正職員:出向者については、社外への出向者を含み、社外からの被出向者は含んでいない。

有期職員・パート:契約職員、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明:

医師の報酬が高額で、かつ、男性に偏っているため、全職員に対する差異が大きくなっているが、医師を除いた職種で比較した場合、女性に長期の育児休暇取得者が多いことを考えれば、大きな差異は認められない。

董仙会の給与規程は男女による格差はなく、2026 年 2 月現在において管理職全体における女性の割合も 53.1%（昨年 55.8%）となっている。